

歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研削器材 70908000
i-CAST ミリングバー

***【形状・構造及び原理等】**

[形状・構造] (単位：mm)

種類	刃先径	首下長	コーティング	材質
PMMA用 WAX用	φ2	16	DLC	超硬合金
ハイブリッドレジン用	φ2	16	DIA	
ジルコニア用	φ1	12	DLC	
PMMA用 WAX用	φ1	20		
メタル用	φ3	15	SiC	
	φ2	12		
	φ1.5	12		
	φ1	12		
ガラスセラミック用	φ1	10	電着ダイヤモンド	SUS
	φ2	12		

原理：専用の加工機に取り付けて切削加工を行う。

【使用目的又は効果】

歯科 CAD/CAM 材料を切削・研削する為に用いる刃物であり
専用の加工機に取り付けて使用する。

【使用方法等】

[組み合わせて使用する医療機器]

歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニット

販売名：歯科用ミリングマシン MD-500S

届出番号：13B2X10330000004

販売名：歯科用ミリングマシン MD-500W

届出番号：13B2X10330000005

製造販売元：キヤノン電子株式会社

[使用方法]

使用方法については [組み合わせて使用する医療機器] に記載の
加工機（以下、専用加工機）に取り付けて使用する。

- ①専用加工機の取扱説明書に従い、本品を専用加工機の本体または専用加工機のコレットホルダに取り付ける。
- ②専用加工機に歯科 CAD/CAM 材料と取り付ける。
- ③専用加工機に加工データを転送して切削加工を行う。

[使用方法に関連する使用上の注意]

- ①本品を専用加工機に確実にセットすること。
- ②本品は専用加工機のコレットホルダおよびコレットチャックを用いて取り付けを行う。その際、異物混入や専用加工機指定の刃先長に注意すること。
- ③使用前に損傷、変形（錆、表面キズ、曲がり、汚染）などがある場合は使用しないこと。
- ④【形状・構造及び原理等】に記載の対応研削材料の種類以外には使用しないこと。

【使用上の注意】

1) 使用注意

- ①本品は歯科用ミリングマシン MD-500S/MD-500W/（専用加工機）以外の加工機には使用しないこと。
- ②本品の切削能力に低下が見られた際は交換の目安とすること
- ③本品は刃物であるため、取り扱いに注意すること。
- ④本品を専用加工機に取り付けた際はブレやがたつき等の異常がないことを確認してから加工を行うこと。

【保管方法及び有効期間等】

[保管方法]

- ・水分、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。
- ・本品は、歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売元：株式会社ニッシン

住所：〒621-0001

京都府亀岡市旭町樋ノ口88

ホームページ：www.nissin-dental.jp

販売元：株式会社アイキャスト

電話番号：0120-228582（フリーダイヤル）

電話受付時間 月～金（祝日を除く）

午前10:00～12:00 午後1:00～5:00